



## はじめに

2015年6月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示(GI)法)が施行され4年が経過し、現在では104産品が地理的表示(GI)法に登録されています。

GI登録産品は、特定の地域を生産地とし、長い年月をかけて確立した品質や社会的な評価を持ち、その品質や社会的な評価が生産地の気候・風土と深く結びついている産品です。

本書は、2021年1月末現在の登録されている104産品の概要及びGI制度の概要とその活用事例について紹介しています。

今後、GIの登録を目指す生産者団体だけでなく、農林水産物等の流通業者や小売業者、地方行政を担っている方などに、GI制度の概要やGI産品について、理解を深めていただき、地域ブランドの構築に向けて活用していただければ幸いです。

本書が地域の農林水産業及び食品産業の振興に向けての一助になれば幸いです。

## 目次

### 第1章 地理的表示(GI)保護制度とは

---

- P.3 地理的表示(GI)保護制度とは何ですか？
- P.4 地理的表示(GI)登録の効果
- P.5 世界にはばたく地理的表示(GI)産品
- P.6 地理的表示(GI)保護制度の申請に必要なチェック事項
- P.7 地理的表示(GI)の申請手続
- P.8 地理的表示(GI)登録後の注意点

### 第2章 登録産品の産地とその取り組み効果

---

〈特集1〉世界を舞台に 産地を笑顔に

- P.10 鹿児島黒牛
- P.14 東根さくらんぼ

〈特集2〉わがまち GI物語

- P.18 南郷トマト
- P.20 江戸崎かぼちゃ
- P.22 香川小原紅早生みかん

### 第3章 地理的表示(GI)登録産品の紹介

---

- P.24 地理的表示(GI)登録産品の一覧
- P.27 地理的表示(GI)登録産品の紹介
  
- P.80 お問い合わせ先

# 地理的表示 (GI) 保護制度 とは何ですか？

(GI: Geographical Indication = 地理的表示)

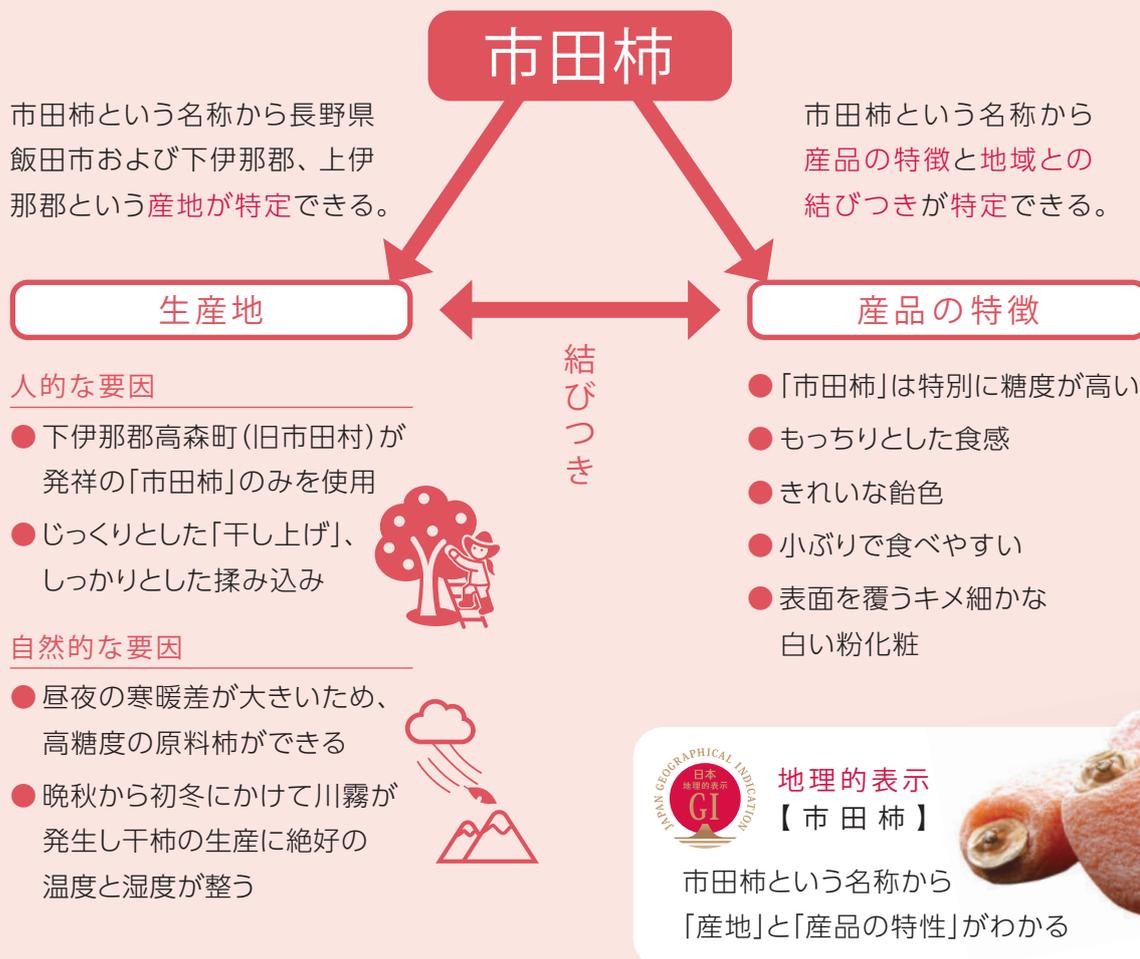
地理的表示 (GI) とは、地域で育まれた伝統を有し、その高い品質等が生産地と結びついている農林水産物や食品の名称を知的財産として保護する制度です。世界では既に100ヶ国以上で導入されており、日本では2015年から導入されました。



## 地理的表示

農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。

## 地理的表示のイメージ



# 地理的表示 (GI) 登録の効果

1 知的財産として保護され、模倣品が排除されることで、ブランド価値の保護が図られます。

2 GI登録をきっかけに製品の認知度が向上し、取引の増大や、担い手の増加などの効果もみられています。

3 さらにGI登録により、自らの製品の価値を再認識することで、より良いものを生産しようとする生産者の意欲の向上につながるといった効果も現れています。

## 消費者のメリット

消費者は「GIマーク」があることで、管理された生産方法と、特定地域の風土によって育まれた確かな品質を持つGI産品であることが確認できます。

担い手の増加



### 吉川なす

2009年当初、有志の10人で立ちあげた研究会員が登録を機に生産者が増加し、現在16名までになった。

### 能登志賀ころ柿

生産者数が、1990年を境に右肩下がりであったが、登録を機に新たな担い手が12名も加わった。



### 鳥取砂丘らっきょう

高品質出荷の徹底により、2018年産の取引価格が過去最高価格になった。

2017年産 7,004円/kg  
▼  
2018年産 7,566円/kg



価格の上昇



取引の増大

### 江戸崎かぼちゃ

茨城県内セブンイレブン(635店舗)にて、「江戸崎かぼちゃのポタージュ」を販売した。(稲敷市周辺店舗(150店舗)でのテスト販売結果を踏まえ県全域に拡大した)

### みやぎサーモン

GI登録を契機に輸出に力を入れ始め、2018年にはシンガポールへ輸出を開始し、2019年からは北米にも輸出を開始した。

県、JR東日本仙台支社、日本レストランエンタープライズ仙台支社と連携し「みやぎサーモン押し寿司弁当」を販売した。



## 日EU・日英EPAとGIの相互保護



2019年2月に日本と欧州連合 (EU) との間で経済連携協定 (EPA) が発効し、GIの相互保護が開始しました。続いて2021年1月に日本と英国との間でもEPAが発効し、GIの相互保護が開始しました。

## GIについての相互保護の内容

2021年3月現在、日EUのEPAでは日本の72のGI産品とEUの89のGI産品について、互いに自国のGIと同様に保護されています。また、日英EPAでは、日本の47のGI産品と英国の3つのGI産品についても、互いに自国のGIと同様に保護されています。

## どのようなメリットがあるのか？

1

相互保護の対象産品になると、日本のGI産品の生産者は、EUや英国でのPDO (原産地呼称保護)、PGI (地理的表示保護) の登録手続きを行わずに、EU・英国域内においてもGIとしての保護を受けることができます。

2

EUや英国においては、GIを品質・原産地の証明とみなされるケースもあります。このため、EUや英国においても日本の農林水産物のブランド化が期待できます。

3

日本からの輸出産品が現地で高く評価されるほど、現地における日本の産品のブランド名の不正使用が活発になるおそれがあります。産品が日本の地理的表示法に基づき登録され、EU・英国との相互保護対象となることは、産地の信用と利益を守る有効な手段となるでしょう。

## 地理的表示 (GI) 保護制度の申請に必要なチェック事項

産品について

地理的表示 (GI) の対象品目となっていますか

農水省HPへ

対象品目かどうかのチェックは  
右のQRコードから農水省のHPへ。  
酒類については、『国税庁 地理的表示』で検索



以下のような特性を有している産品ですか

- ①外観、形状、食味、成分などに、  
その品目の一般的な産品と比較して差別化できる特徴がある
- ②その特性が社会的に高い評価を受けており、  
その評価がその根拠とともに記された文書  
(市場評価、受賞歴、書籍、研究論文) などがある

産品の特性は、産地の自然的な要素 (気候風土など) や  
人為的な要素 (伝統的な製造方法など) と結び付いていますか

産品の特性を有した状態で生産している実績は、  
概ね25年以上ありますか

登録したい名称は、  
その産品の名称として使用されたものですか

登録したい名称は、  
申請する産地や生産方法で生産された産品だけに  
使われているものですか

登録したい名称がすでに商標登録されている場合、  
商標権者がGI登録をすることを承諾していますか

産品の生産業者を構成員とする団体ですか

生産者団体の規約などに、その産品の生産業者であれば誰でも  
団体に加入できることが定められていますか

生産者団体は、その産品の生産業者全員が、産地や特性、  
生産方法を守っていることを確認・指導するための  
体制を整えていますか

産品の生産業者について

## 地理的表示の申請手続

● 申請は生産者団体が行う必要があります。  
(ブランド協議会のような任意団体での申請も可能です。)

● 申請は無料です。審査の結果、農林水産大臣による登録が行われる場合には、登録免許税(9万円)の納付が必要です。(更新料等は必要ありません。)



詳しい情報は下のサイトをご覧ください

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/process/index.htm](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/process/index.htm)

登録が  
ゴールでは  
ありません

GI登録されると、登録された名称は知的財産として保護され、模倣品は国による取り締まりを受けることとなります。このため、登録された生産者団体は、生産業者が生産する製品の品質や地理的表示(GI)等の適正な表示を管理する必要があります。

# 1 地理的表示(GI)に登録された名称の使用



登録された特性を有し、生産地や生産方法等が確認された産品にのみ、地理的表示の登録名称とGIマークの表示が可能です。

登録名称  
(地理的表示)

GIマーク



例：山内かぶら

## 2 生産業者・登録生産者団体に求められること

生産業者＝生産行程の管理+GI表示

①

登録生産者団体は、明細書に記載された生産地、生産の方法、品質等の基準などを生産業者が遵守しているか、管理する必要があります。



生産地・生産の方法、品質等の基準に従った生産の実施

②

登録された生産者団体は、登録名称(地理的表示)とGIマークが適正に表示されているかどうかを確認し、管理する必要があります。



生産地、生産の方法等の確認と指導、地理的表示、GIマークの確認と指導



生産の方法、品質等の基準、適正な表示の方法について生産者に対して周知・徹底

③

毎年、国に実績を報告する必要があります。

農林水産省



生産行程の管理・  
適正な表示状況の確認

